

神 監 第 1 9 1 号
平成 1 5 年 1 0 月 2 2 日

A 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	寺 坂 光 夫
同	土 居 吉 文
同	岡 島 亮 介

ふれあいのまちづくり協議会への委託に関する住民監査請求について（通知）

平成 15 年 10 月 15 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の要旨

平成 15 年 10 月 15 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

請求人は、所属している老人クラブ会長の街づくり協議会への参加の要請を了解し、請求人の参加について協議会代表の同意を得た。ところが、協議会の総会は、他の人が老人クラブ会長代理として出席して請求人に連絡なく開催され、結局、請求人は嘘、ペテンにより退けられた。

以上の事実等から、公共的団体運営に公平、公正、民主の保証はなく、常に行政からの指摘と助言が必要であり、委託料等、公金の授受について疑いを抱く。保健福祉局は、地域の協議会を検討し、結論がでるまでの間、公金の使途委託を留保すべきである。

第 2 受理できない理由

地方自治法第 2 4 2 条に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為による当該地方公共団体の損害の発生の防止、補てんを目的とするものである。

したがって、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、当該地方公共団体

の執行機関又は職員が行った財務会計上の行為について、法令に違反している等の具体的な違法性又は不当性が主張されていることが必要である。

本件請求において、請求人は、ふれあいのまちづくり協議会の運営の不正を主張し、協議会の委託料等の公金の授受に疑いを抱き、保健福祉局に委託の留保を求める。しかし、公金の授受に係る請求人の疑義は、請求人の見解の主張にとどまり、具体的根拠がなく、住民監査請求において必要とされる財務会計上の行為である委託料支払い自体の違法・不当性の摘示がなされていない。

よって、本件請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求としては不適法であるので受理することはできない。